



すべて無料ではなかった

## 「無料」といわれた タブレット端末に関する契約トラブル

携帯電話をスマートフォンに変更したいと思い、携帯ショップに行った。「今スマートフォンに変更する際、タブレット端末をセットで契約するとタブレットが実質無料になる。」と店員に言われ、契約してタブレット端末を受け取って帰った。書面を何枚か受け取り、署名もしているが、記載内容は理解できない。

使い方がわからず、息子と別の携帯ショップに行ったところ、タブレットの利用には別途通信料がかかることを初めて知った。

通信料がかかるのであれば、解約したい。



(70歳代、女性)

(消費者庁イラスト集より)

## アドバイス



### 無料の条件を確認しよう!

#### 注意1

タブレット端末自体が無料の場合と、端末分割代金に相当する金額を通信料から割引くので「実質無料」としている場合があります。

後者では、期間中に解約するとタブレット端末代金未払い分の一括支払いを求められます。

#### 注意2

タブレット端末は無料でも、利用に際しては通信料等の利用料金がかかります。

### 本当に使いますか?

無料でお得だと思っても、使いこなせず解約したいという相談が多く見られます。本当に必要なものだけ、契約しましょう。

勧誘されても、本当に必要なのか考えて、わからない時は、わかるまで説明を求めましょう。

### 電気通信事業法

#### ・初期契約解除制度

契約書面受領日から8日間は通信サービスのみ解約できる。端末の契約は解除できません。ただし「確認措置」の認定を受けている移動通信サービスにはこの制度は適用除外。

※確認措置とは総務大臣の認定したサービスについて、電波状況が不十分だと判明した場合や法令等の遵守状況を理由として端末を含めて解除できる措置。

困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

消費者ホットライン  
☎188